

新しい博物館登録制度に関する方向性と論点・課題

資料 1

| 論点 | 方向性 | 課題と対応 ※主として事務局において検討の後、再度議論 | 検討を継続すべき事項 |
|--------------|---------------------------|---|---|
| 論点 1 | ①制度の理念と目的 | ・各館が自らの運営を改善していくことを促進 ・選別ではなく「底上げ・盛り立て」 ・博物館としての基礎的条件を備えた施設の証左 ・活動の充実のための政府の支援対象 | ・国民にわかりやすい的確な表現に（「認証博物館」等）【法令上の整理】 |
| | ②対象範囲 | ・審査基準等における非営利／公益性の担保に配慮【法令上の整理、関係省庁との調整】 ・連動した振興策との関係の整理が必要【法令上の整理】 | ・現在の類似施設に対して、登録／認証を促す支援策を検討（第三者組織による助言、準備のための補助事業等） ・設置主体の特性に応じて、非営利／公益性を審査する財務・経営上の"単位"について検討が必要 |
| | ③連動した博物館振興策 | ・できる限りメリットを拡充 ・すべての登録／認証館に対するメリット（底上げ）と、ネットワーク化等による支援（盛り立てと底上げ） | 登録／認証館に対する ・予算事業や地方交付税における支援拡大 ・税制上の優遇 ・他の法令体系と連動した振興策（例えば、科研費等研究費（研究機関指定）、環境系施策（動物愛護法等）） を検討【財政当局・関係省庁との調整】 |
| | ④審査基準 | ・外形的な審査から機能や実質的な活動を評価する基準に | ・審査基準は省令・告示レベルで規定【法令上の整理】 |
| 論点 2 | ⑤審査主体・プロセス | ・登録／認証は国、都道府県・指定都市教委 ・専門的審査は第三者組織が実施（地域差を生まない、運営実態・活動の質の審査、知見の蓄積、助言の役割） | ・日本博物館協会の共通基準案の検討 ・館種別の特定基準案の検討 ・いくつかのシナリオを想定したシミュレーションや小規模館、相当・類似施設へのヒアリング等を通じたフィージビリティの検討 |
| | ⑥質保証と評価 | ・質保証のために更新制を導入 | ・第三者組織の位置付け（教育委員会の権限との関係を含む）について整理【法令上の整理】 ・第三者組織の運用のための予算措置が必要【財政当局との調整】 ・更新期間は10年程度を想定（指定管理者制度との関係等も考慮し、設置者の判断により短縮も可とする）【法令上の整理】 |
| 論点 3 | ⑦職員体制 | (第3回、第4回WGの検討を踏まえて記載) | ・館長の位置付け（権限、雇用形態等） ・学芸員をはじめとした専門的職員の体制の在り方（専門性、人数、雇用形態等） |
| | ⑧学芸員資格制度 | (第3回、第4回WGの検討を踏まえて記載) | |
| 他の法令体系との関係整理 | ・文化芸術基本法／文化財保護法体系との関係性の整理 | ・特に公開承認施設の指定との関係については整理・合理化が必要（例えば、公開承認施設に指定されている館の審査に当たっては、指定されていることを考慮／優遇する）【法令上の整理】 | |
| 定義 | (WGでの検討を踏まえて記載) | | ・国際的動向等を踏まえて検討 |
| 経過措置 | (WGでの検討を踏まえて記載) | | ・現行の登録及び相当施設への影響や、準備期間等を考慮して検討 |